

応募団体の要件

こちらの要件に該当する団体が、本事業の地域取組主体として応募することができます。
詳細は公募要領を必ずご確認ください。

事業実施主体

- 1 市町村 2 農業協同組合等の農業関係団体 3 民間団体※1
4 協議会又は女性農業者グループ※2 5 農業経営体※3

※1 農業を営む民間企業、財団法人、社団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、認可法人及び独立行政法人とします。
「2. 女性農業者グループの活動支援」のメニューについて、農業を営む民間企業は地域取組主体になりえません。
※2 複数の家族経営体により協議会を組成し応募する場合、協議会として応募主体となります。
※3 農業法人又は認定農業者若しくは認定新規就農者をいいます。

要件

共通

- 女性の新規就農者獲得や女性の定着を目的として事業を行うことが明確であり、本事業を行う意思及び具体的計画を有し、かつ事業を的確に実施できる能力を有する団体であること。
- 過去3か年に、国庫補助事業において交付決定の取り消しがないこと。
- 協議会については、次に掲げる事項を協定、規約、規定等により定め、かつ、協議会の全ての構成員がこれに同意していること。
(ア) 目的 (イ) 代表者、代表権の範囲、構成員及び事務局 (ウ) 意思決定の方法 (エ) 解散した場合の対応
(オ) 事務処理及び会計処理の方法 (カ) 会計監査及び事務監査の方法 (キ) その他、運営に関して必要な事項

1. 女性が働きやすい環境の整備

- 確保する施設等について、5名以上の女性の農業者※4がいること。
- 一般事業主行動計画※5が策定されている、又は事業実施期間中に策定されることが確実であること。

※5 要件は以下のとおりとします。

- (ア) ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第8条1項に規定する一般事業主行動計画
・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第8条1項に規定する一般事業主行動計画
- (イ) 一般事業主行動計画には、別紙様式第1号に定める女性農業者確保の目標に加え、「当事業において取り組む環境整備の内容」に係る計画を位置付けるほか、1つ以上「女性の働きやすさを推進するための取組」(育児休業制度の措置等)を含める必要があります。
- (ウ) 策定した一般事業主行動計画の取組の達成状況について自己評価、計画の見直しを行い、報告が求められます。

2. 女性農業者グループの活動支援

- 5名以上の農業者※4(女性3人以上を含む)がグループに所属すること。

※4 農業者は、新規参入者、自営農業就農者(結婚を機に就農された方含む)、雇用就農者、アルバイト、ボランティア等の農業関連事業を含む年間30日以上従事する者としてします。
農業関連事業とは、農産物製造・加工、農畜産物の貯蔵、運搬、販売、農業生産資材の製造、農作業の受託、都市住民等の農作業体験施設の設置・運営や民宿業を含みます。
「1. 女性が働きやすい環境の整備」のメニューについては、応募時点で満たしていることが要件となります。

事業の詳細情報はこちらから

<https://myfarm.co.jp/women/kankyau/>



本事業は、農林水産省補助事業
雇用就農緊急対策のうち女性の就農環境改善・
活躍推進事業として実施します。

お問い合わせ先



株式会社マイファーム [女性の農業活躍推進事務局]

お問い合わせはフォームよりお願いいたします。
※回答に数日頂戴する場合がございます。ご了承ください。

お問い合わせフォーム :
<https://tayori.com/f/r6women-inquiry/>

電話 : 050-3343-7441(平日10:00~16:00)

